

議案第43号

入間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和7年6月2日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職報償金支給額表の勤務年数区分に新たに35年以上の区分を追加したいので、この案を提出するものである。

入間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

入間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	３０年以上	を	「	３０年以上 ３５年未満	３５年以上	に改める。
		千円			千円	千円	
		９７９			９７９	１，０７９	
		９０９			９０９	１，００９	
		８４９			８４９	９４９	
		８０９			８０９	９０９	
		７３４			７３４	８３４	
	」	６８９		」	６８９	７８９	

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の入間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和７年４月１日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（退職報償金の内払）

- 令和７年４月１日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の入間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。